

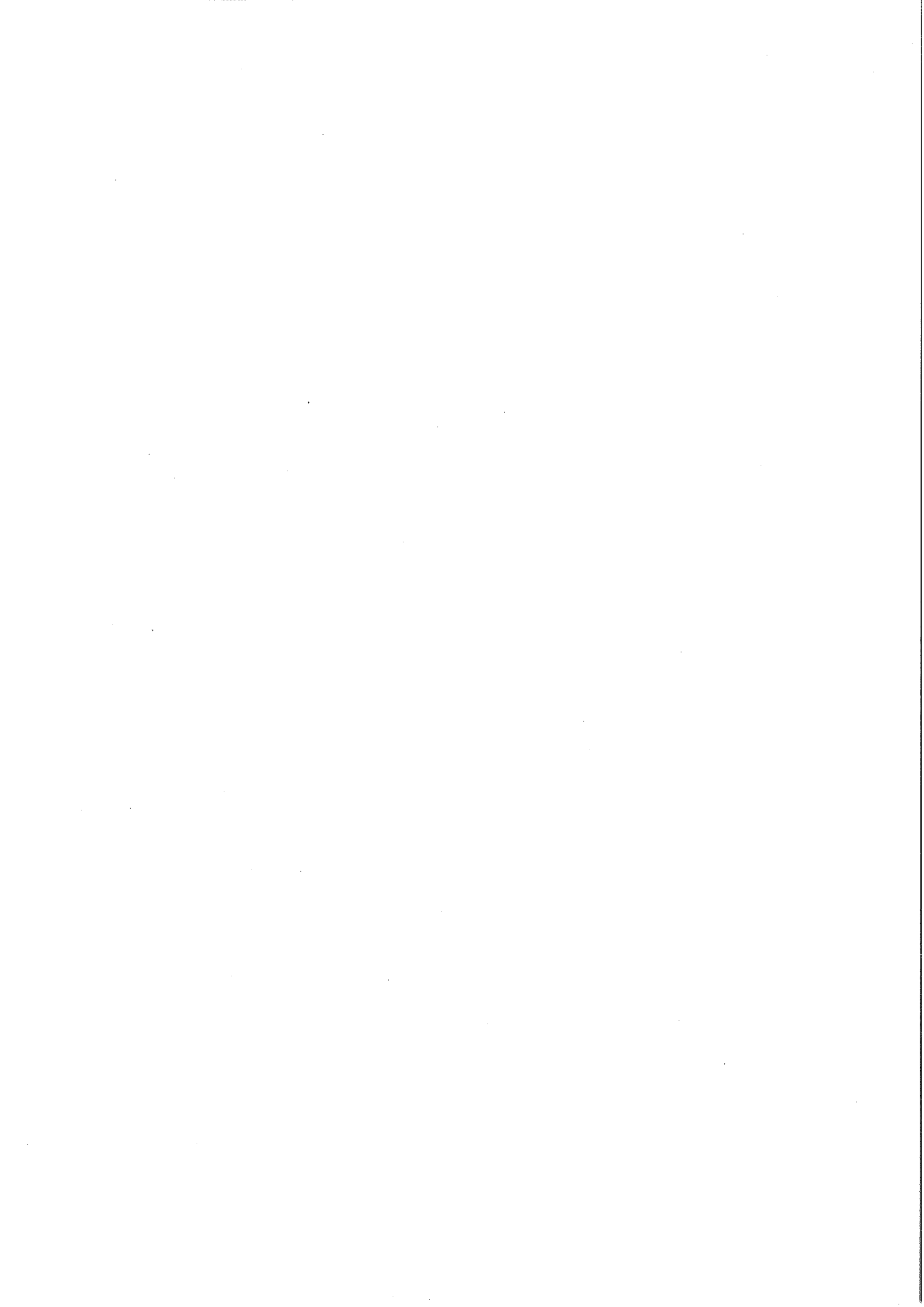
議案第 1 号

野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和2年9月1日提出

野田市長 鈴木 有



野田市条例第 号

野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例の一部を改正する条例

野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例（昭和50年野田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(3) 保険医療機関 社会保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等をいう。

(4) 被保険者証等 社会保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証をいう。

第3条第1項中「住民基本台帳に」を「本市の住民基本台帳に」に、「されている者」を「されているもの」に、「していない者」を「していないもの」に、「されていない者」を「されていないもの」に改め、「組合員」の次に「加入者」を加える。

第3条の2第1項第1号中「9月」を「10月」に改める。

第4条第2項中「対して」の次に「第6条第1項の規定による受給資格の」を加え、「の属する月の翌月」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

第5条第1項各号列記以外の部分中「（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下この条において「自己負担額」という。）」を削り、同項第4号中「補てん」を「補填」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 次に掲げる額

ア 入院 1日につき300円。ただし、市町村民税非課税世帯又は市町村民税所得割非課税世帯に属する者にあつては、0円とする。

イ 通院 1回につき300円。ただし、市町村民税非課税世帯又は市町村民税所得割非課税世帯に属する者にあつては、0円とする。

第5条第2項本文中「受給資格者が」の次に「助成金の支給を受けるために」

を加え、「自己負担額があるものに限る。」を削り、同項ただし書中「とし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額」を削る。

第6条から第9条までを次のように改める。

(受給資格の認定等)

第6条 助成金の支給を受けようとする受給資格者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により認定を受けた受給資格者に対し、規則で定めるところにより、受給券を交付するものとする。

(支給の方法)

第7条 市長は、受給資格者が助成金の支給を受けようとする場合において保険医療機関に受給券及び被保険者証等を掲示したときは、保険医療機関の請求に基づき、受給資格者に支給すべき額を受給資格者に代わり当該保険医療機関へ支払うものとする。

2 前項の規定による支払がなされたときは、受給資格者に対し助成金の支給を行ったものとみなす。

3 受給資格者が保険医療機関において社会保険各法に基づく一部負担金（次項において単に「一部負担金」という。）を支払った場合において助成金の支給を受けるためには、受給資格者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 前項の規定による申請は、一部負担金を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。

5 前4項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、別に定める方法により助成金を支給することができる。

(助成金の返還)

第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により助成金の支給を受けた者が偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたことが判明したときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第10条を削る。

附 則

(施行期日)

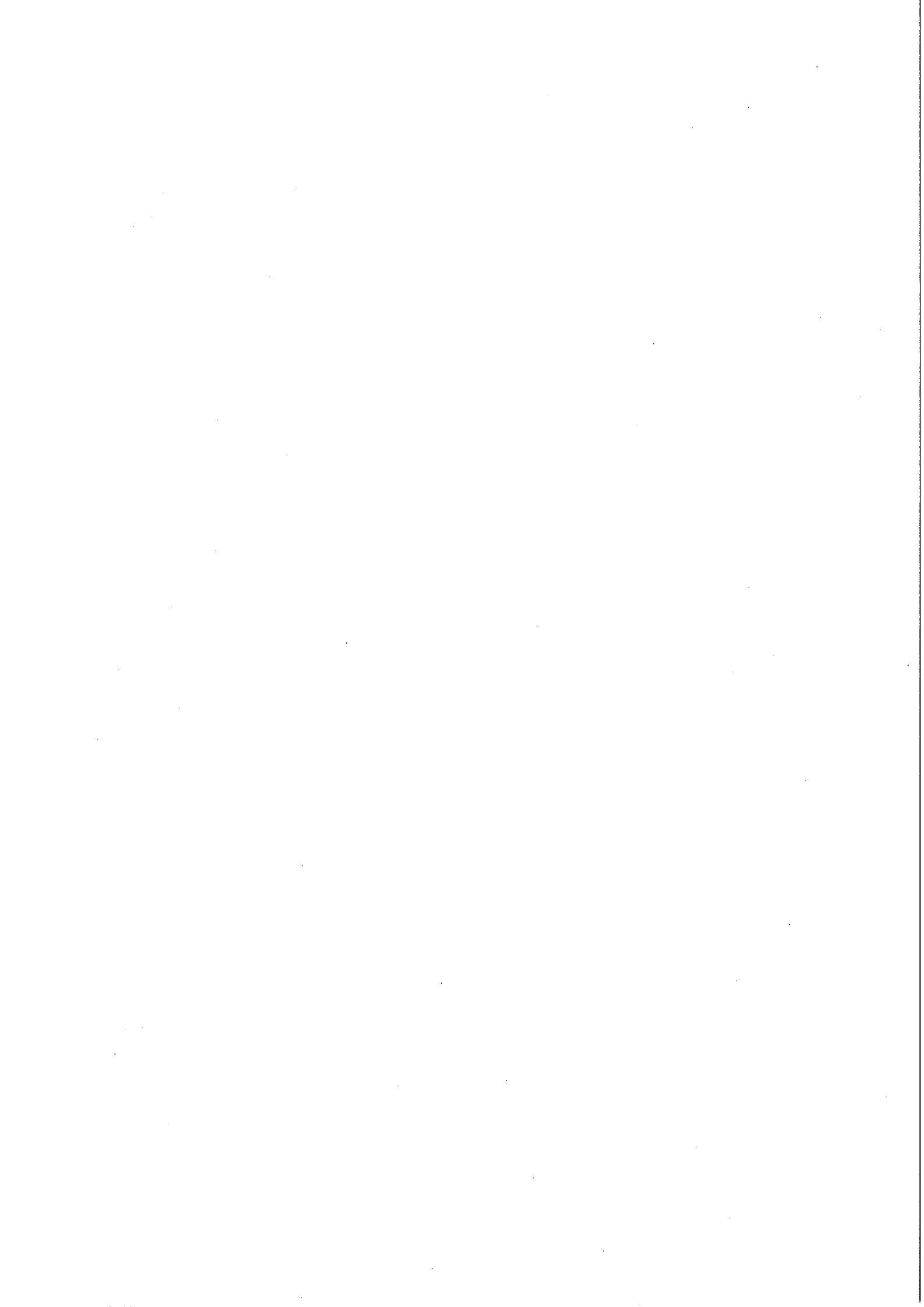
1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養に係る助成金の支給について適用し、同日前に受けた療養に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新条例第6条第2項の規定による受給券の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。



提案理由

ひとり親家庭等医療費助成制度について、助成金の支給の方法、自己負担の額等を変更するため、所要の改正を行おうとするものである。



参考資料

野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例 (昭和50年野田市条例第12号)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>保険医療機関 社会保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等をいう。</u></p> <p>(4) <u>被保険者証等 社会保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証をいう。</u></p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例により助成金の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、ひとり親家庭等の父母等であつて、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する本市の住民基本台帳に記録されているもの(本市に居住していないもの又は本市の住民基本台帳に記録されていないもので特別な事情があると市長が認めるものを含む。)のうち、社会保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第3条の2 助成金は、受給資格者等の所得が次の各号のいずれかに該当するとき(規則に定める場合を除く。)は、支給しない。</p> <p>(1) ひとり親家庭等の父母等(第2条第1号アからキまでに該当しない養育者を含む。次号において同じ。)の前年の所得(1月から10月までに申請する者については、前々年の所得。次号において同じ。)が、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成金の支給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 助成金の支給は、受給資格者が市長に対して第6条第1項の規定による受給資格の認定の申請をした日から行うものとする。ただし、特別な事情があると市長が認めると</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例により助成金の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、ひとり親家庭等の父母等であつて、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する<u>住民基本台帳に記録されている者(本市に居住していない者又は住民基本台帳に記録されていない者)</u>で特別な事情があると市長が認めるものを含む。)のうち、社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第3条の2 助成金は、受給資格者等の所得が次の各号のいずれかに該当するとき(規則に定める場合を除く。)は、支給しない。</p> <p>(1) ひとり親家庭等の父母等(第2条第1号アからキまでに該当しない養育者を含む。次号において同じ。)の前年の所得(1月から9月までに申請する者については、前々年の所得。次号において同じ。)が、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成金の支給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 助成金の支給は、受給資格者が市長に対して認定の申請をした日の属する月の翌月から行うものとする。</p>

きは、この限りでない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、受給資格者の療養に要する費用の額(社会保険各法その他法令に基づく療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額をいう。)から次に掲げる額を控除した額とする。

(1)～(3) (略)

(4) 第三者から受ける賠償の額及び補填の額

(5) 次に掲げる額

ア 入院 1日につき300円。ただし、市町村民税非課税世帯又は市町村民税所得割非課税世帯に属する者にあつては、0円とする。

イ 通院 1回につき300円。ただし、市町村民税非課税世帯又は市町村民税所得割非課税世帯に属する者にあつては、0円とする。

2 受給資格者が助成金の支給を受けるために診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「診療(調剤)報酬明細書」という。)に係る証明手数料を支払った場合は、当該証明手数料に相当する額(以下この項において「手数料相当額」という。)を前項の助成金の額に加える。ただし、手数料相当額は、診療(調剤)報酬明細書1件につき200円を超えるときは、200円とする。

(受給資格の認定等)

第6条 助成金の支給を受けようとする受給資格者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により認定を受けた受給資格者に対し、規則で定めるところにより、受給券を交付するものとする。

(支給の方法)

第7条 市長は、受給資格者が助成金の支給を受けようとする場合において保険医療機関に受給券及び被保険者証等を掲示したと

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、受給資格者の療養に要する費用の額(社会保険各法その他法令に基づく療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額をいう。)から次に掲げる額を控除した額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下この条において「自己負担額」という。)とする。

(1)～(3) (略)

(4) 第三者から受ける賠償の額及び補填の額

(5) 次に掲げる額

ア 入院 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額

イ 通院 診療報酬明細書1件につき1,000円

ウ 調剤 調剤報酬明細書1件につき1,000円

2 受給資格者が診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(自己負担額があるものに限る。以下「診療(調剤)報酬明細書」という。)に係る証明手数料を支払った場合は、当該証明手数料に相当する額(以下この項において「手数料相当額」という。)を前項の助成金の額に加える。ただし、手数料相当額は、診療(調剤)報酬明細書1件につき200円を超えるときは、200円とし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の支給を受けようとする者は、別に定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 助成金は、受給資格者が保険医療機関又は保険薬局に医療費(診療(調剤)報酬明細書に係る証明手数料を含む。)を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過して申請したときは、支給しない。

第7条及び第8条 削除

きは、保険医療機関の請求に基づき、受給資格者に支給すべき額を受給資格者に代わり当該保険医療機関へ支払うものとする。

2 前項の規定による支払がなされたときは、受給資格者に対し助成金の支給を行ったものとみなす。

3 受給資格者が保険医療機関において社会保険各法に基づく一部負担金（次項において単に「一部負担金」という。）を支払った場合において助成金の支給を受けるためには、受給資格者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 前項の規定による申請は、一部負担金を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。

5 前4項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、別に定める方法により助成金を支給することができる。

(助成金の返還)

第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により助成金の支給を受けた者が偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたことが判明したときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(削る。)

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた者がいるときは、その者に既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

